

「暴力団排除の現在地」

最近、暴力団員が次のような事件で逮捕されています。

「ゴルフ場で、暴力団に属していることを隠して、正規の料金を支払ってプレーしたら詐欺で逮捕された」

「子供が通う小学校から『給食費の口座引落としのために銀行口座を作ってくれ』と言われたので、暴力団に属していることを隠して口座を開設したら、詐欺で逮捕された」

彼らはゴルフ場スタッフや銀行員を脅したり暴力を振るったりしたわけではありません。彼らが私たちと同じような行動を取りながらも罪に問われたのは、暴力団等の反社会的勢力（反社）に属していることを隠したからです。



江口 裕樹 弁護士

こうした現状に対して、「ヤクザと憲法」という指定暴力団の二次団体に密着したドキュメンタリー映画に登場した暴力団員は、「子供の給食費を引き落とすための銀行口座を作ることができず、現金を持参する子供が白い目で見られる。ここまでやる必要があるのか」と訴えていました。

皆様はどう思いますか？「やり過ぎではないか」と思われるでしょうか？

ここに興味深い判決がありますのでご紹介します（福岡地裁平成 28 年 3 月 4 日判決）。

当事者は暴力団員と銀行、預金契約（口座を開設し、入出金を行うための契約）に関して、「預金契約者が暴力団等の反社会的勢力に該当する場合に銀行が一方的に契約を解除できる」という暴力団排除条項（暴排条項）の有効性が問題になりました。口座を開設した当時には暴排条項がなかったのですが、銀行が事後的に追加した暴排条項を根拠に解約し、暴力団員が解約は不当として銀行を訴えたという民事事件です。

結論は暴力団員の敗訴でした。裁判所が下した判決には次のような記載があります。

「電気、ガス、水道等のいわゆるライフライン契約とは異なり、（注：銀行との預金）契約については、契約が締結されなくとも社会生活を送ることがおよそ不可能なものとはいえず、これによる不利益も限定的であるといえる。また、そもそも、同不利益自体反社会的勢力に属しなくなるという、自らの行動によって回避できるものであり、これを拒み反社会的勢力に属し続ける者が、上記のような不利益を被るとしても、上記のとおり高い公益性を有する本件各条項（注：暴排条項）の目的を達成する上で甘受せざるを得ないものといえることができる」

分かりやすく言い換えれば「預金契約は解約されても死ぬわけではないし、不便が嫌なら暴力団を抜ければ良い」ということです。

暴対法が暴力団そのものを規制する法律であるのに対して、近年、各自治体が制定した暴排条例によって、一般市民である我々は反社会的勢力との関係解消を求められるよ

うになりました。誤解を恐れずに言えば、「反社と知りながら付き合っているのなら、あなたも反社と同罪だ」というメッセージです。反社勢力との関係解消が求められているのは銀行とて例外ではなく、関係解消のためには暴排条項の活用が不可欠です。このような流れを踏まえれば、ご紹介した裁判例は、反社勢力との関係解消を推進する昨今の情勢を反映した、ごく自然なものといえることができます。

こうした社会の変化を甘く見ていると足元を掬われる可能性があります。

あなたの周りに、反社会的勢力に属する人間はいないでしょうか。その人は、あなたに危害を加えることはなく、性格は穏やか、およそヤクザのイメージとはかけ離れているかもしれません。しかし、あなたが守るべきは家族・会社・社員ですか、それとも反社会的勢力に属する人間でしょうか。今までどおりの付き合いを続けるべきかを考え直すときが来ています。

寄稿者

埼玉県さいたま市南区南本町 1-16-9 フォーラム南浦和 7階

南浦和法律事務所 ☎ 048-866-9708 FAX 048-866-9709

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会

江口裕樹 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.88」から編集したものです。